

No.	質疑内容	回答
1	放課後等デイサービス等において代替サービスを行い、利用者の居宅にオンライン端末を貸与し、双方向で健康管理確認等を行う事業について、他の補助事業で対象としないものについて対象となるか。	対象となります。
2	導入計画書の「ICT導入効果：定性的指標」について、新型コロナウイルス対応の場合は、「従前の面会業務：〇件 → オンライン面会：〇件」などの対応を記載することとなるのか。	お見込みのとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止においてどのような効果があるかを記載いただきます。
3	日報等の業務を電子化する事業について、端末とソフトウェア整備と合わせて5年分の保守・サポート費用を1つのパッケージとして、令和2年度中に一括して購入（リースでない）する場合は、補助の対象となるか。	対象となります。なお、利用者の処遇等の改善にも資するものであり、ICT導入の効果を説明できることが必要となります。
4	就労移行支援事業において、新型コロナウイルス感染防止のため、利用者に在宅でのPC等による事務作業をしてもらうシステムを導入したいが対象となるか。	利用者のテレワーク導入等に要する経費も対象となります。
5	市町村が設置、または業務委託、並びに指定管理者制度による事業所は補助の対象となるか。	いずれも対象外です。
6	<u>事業所での勤務状況の集計にかかるソフトウェアの導入により、通常業務に係る時間を削減できることを見込んでいる。このようなソフトウェアの導入は補助の対象となるか。</u>	<u>事業所における生産性向上に資するものであれば、対象となります。</u>
7	<u>国保連への請求に使うPCの増設、及び国保連への請求時に使用しているソフトのライセンスを追加購入することを想定している。台数を増設することで、業務の効率化、また職員間の密を回避することができるものと考えが、これは補助の対象となるか。</u>	<u>新型コロナウイルスの感染拡大及び事業所における生産性向上に資するものであれば、対象となります。</u>
8	<u>国保連への請求について、個別支援計画とひもづけることによるクラウドサービスを提供している。経費については、月額制の使用料によるものである。この使用料は補助の対象となるか。</u>	<u>事業所における生産性向上に資するものであれば、対象となります。</u>
9	<u>新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減する観点から、相談支援専門員研修やサービス管理責任者等のオンライン研修が行われているが、障害福祉サービス事業所等が従業者にオンライン研修を受けさせるために、事業所等が準備するタブレット等購入費やWi-Fi環境の整備費等は、補助対象となるか。</u>	<u>事業所等における生産性向上の推進だけでなく、新型コロナウイルス感染拡大の防止も目的としていることから、対象となります。</u>
10	<u>障害福祉サービス事業所等における構内ネットワーク整備費のみについて補助対象となるか。</u>	<u>構内ネットワークを整備することにより、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図ることができ、障害福祉サービス事業所等における職員の業務時間の削減等の生産性向上の効果が見込まれれば、対象となります。</u>